## 広島県告示第八百七十六号

定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第五項の規

令和六年九月二十六日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

# 一 農用地利用集積等促進計画の概要

### Ⅰ 農地中間管理権の設定

耕太郎 三次市 三次市小文町三四〇番ーほか 一等   村太郎 三次市 三次市小文町三八六番二 四四名又は名称 四日   有工 一等 一等 一番   一等 一等 一番 一番   一条 一番 一番 一番   一番 一番 一番 一	_				
三次市 三次市小文町三四〇番ーほか 一〇八   三次市 (三次市小文町三八六番二) 四四   三次市 (百) 一〇八   三次市 (百) 面積   日 (日) 一〇八   三次市小文町三八六番二 四四   日 (日) 面積   日 (日) 日 (日)   日 (日) 四回   日 (日) 日 (日)   日 (日) 日 (日)		田 耕太	淵真由	名又は名	農地中間管理権の
第 一次市小文町三四〇番一ほか 一〇八一次市小文町三四〇番一ほか 一〇八四 面積		三次市	州 中		設定をする者
	一筆	次市小文町三四〇番一ほ	一次市小文町		農地中間管理権の設定を
		一〇八		積	する土地

#### 2 賃借権の設定等

合同会社安田農産   三次市	福岡 憲治 三次市	合同会社安田農産 三次市	田上 浩 三次市	合同会社安田農産 三次市	沖盛 敦志   三次市	森下 豊美 三次市	森岡 幸子   三次市	合同会社安田農産  三次市	大田 耕太郎 三次市	合同会社安田農産  三次市	氏名又は名称	賃借権の設定等を受ける者
市		常	常		市	常	市	常	冷市	市	住所	ける者
三次市小文町二五九番五	六筆三次市小文町一○三番一ほか	筆三次市小文町三三八番ほか二	筆 三次市小文町三八三番ほか一	四筆三次市小文町一九二番三ほか	筆三次市小文町一六番一ほか三	一筆三次市小文町四一一番一ほか	三次市小文町四〇二番二	二筆三次市小文町一八〇番一ほか	七筆三次市小文町二三二番一ほか	三次市小文町三八六番二	所在	賃借権の設定等を受ける土地
九六	七一四、八七五・	三、三八一	一、二四〇	二、三八三	一、五九八	二、九〇〇	八三九	二、〇八九	七六三八六・	四四	面積 (㎡)	る土地

#### 二 認可年月日

令和六年九月二十五日